

高知県安全教育プログラム

高知県教育委員会

第5章 生活安全編

「高知県安全教育プログラム（生活安全編）」に寄せて

安全教育における「生活安全」領域の主な目的は、「事故災害」や「犯罪」による被害の発生を予防して、学校の管理下にある子どもたちの健やかな成長を保障すること、そして将来の安全で安心な社会の形成者となる人材を育成することにあります。そのためには、子どもたちを対象とした事故災害や犯罪による被害の発生を予防するための教育活動が、学校において体系的に進められていく必要があります。

私はこれからのわが国の学校管理下における事故災害や犯罪の発生を予防するための教育として、三段階予防説に基づいた教育活動を充実していく必要があると考えています。まず「一次予防」では、事故災害や犯罪の発生そのものを予防するために、子どもたち自身が事故災害や犯罪のリスクを理解し、日常生活の中で事故災害や犯罪に巻き込まれて「被害者にならない」ように、事故災害や犯罪を発生させる可能性のある「環境に近づかない」、もしくはそのような「環境を放置しない」という危機予測と危機回避の能力の育成を目指した取り組みが進められることが重要であると思われます。加えて将来にわたって事故災害や犯罪の発生を許さないという安全文化の担い手を育成することを目的として、事故災害や犯罪を引き起こしたり、また時には犯罪の拡大に加担したりするような「加害者をつくらない」という人材教育面からの取り組みを展開していくことも重要です。次に「二次予防」として、もしも事故災害や犯罪に出会ってしまったときには、子どもたち自身がその事故災害や犯罪から受ける被害を最小限にするための知識と迅速な行動や技能を身に付けること、つまり「被害者をつくらない」とことと、発生した事故災害や犯罪によって被害を受けた人への支援や対応を考え、「被害状況を進行（悪化）させない」ことを目的とした危機対応能力の育成を目指した取り組みが進められることが必要です。そして「三次予防」として、事故災害や犯罪の再発を予防し、事故災害や犯罪の発生によって失われた対人関係や学校・地域への信頼感の再構築を目指した取り組みが着実に継続して展開されることの重要性を理解し実践する再発防止能力の育成が大切であると考えられます。

このような事故災害や犯罪の被害から子どもたちを守っていくための「生活安全領域」における三段階予防説に基づく教育活動が実効性を持つためには、子どもたち自身に対する体系的な安全教育、特に「自助・共助・公助」の観点から構成された安全教育の展開が不可欠であると考えられます。つまり子どもたちの生活安全能力の育成においては、子どもたちの自助努力は必須要件となりますが、その自助努力としての教育効果を高めるためには、自分の安全は自分一人の努力だけで作られるものではなく、友だちや先生、保護者、地域の人々など、自分を取り巻く多くの人々の共感と協働によって安全の基盤が創りだされ確立されていくということを子どもたちに理解させる必要があります。このような共感と協働による信頼の育成があつてこそ、地域への安心感を育み、さらに長期的な教育効果として、10年後には大人となり、20年後には子どもを持つ保護者となって、さらに次の世代の子どもたちの安全推進の実践に取り組む人材の育成へとつながっていくことが期待されることです。

今回まとめられた「生活安全編」は、このような共感と協働、そして信頼を基盤とした安全教育の考え方に則って、「外傷予防」と「犯罪予防」の領域から構成されております。この教育プログラムが、これからの高知県の子どもの生活安全の推進に活用され、安全で安心な学校環境のもと、高知の子どもの健やかな成長が全県下で広く展開され持続されていくことを期待しております。

高知県安全教育プログラム策定委員会委員 藤田 大輔
(大阪教育大学教授 学校危機メンタルサポートセンター長)

第5章 生活安全編

I	高知県の生活安全教育について	1
1	生活安全の課題	1
	(1) けがや事故等の状況について	1
	(2) 犯罪予防に関する課題と対応について	2
2	生活安全教育の留意点	5
	(1) 身に付けさせたい基本的な指導内容の明確化	5
	(2) 年間指導計画への位置付け	14
	(3) 家庭・地域・関係機関と連携した防犯教育の効果的な実施…	16
II	生活安全教育の実際	16
1	発達段階に応じた指導の重点	16
2	展開例	17
3	生活安全指導資料・ホームページ等	36
III	資 料	45

第5章 生活安全編

I 高知県の生活安全教育について

1 生活安全の課題

「生活安全」は学校の管理下だけではなく、児童生徒等を取りまく家庭生活を含む日常生活で起こりうる事件や事故災害などを対象としている。また、学校への不審者の侵入により児童生徒等の安全が脅かされる事件や、誘拐や傷害などによる犯罪被害の防止等についても重要な内容として含まれる。

1 件の重大な事件や事故災害に至る事例の背後には、29 件の軽微な事件や事故災害、そして 300 件のヒヤリ・ハット（結果として事件、事故災害には至らなかったもので見過ごされてしまう、ヒヤリとした、ハッとした、すなわち「ああよかった」と、すぐに忘れがちになってしまうもの）の事例が潜んでいるといわれる。

そこで、日常生活で起こりうるヒヤリ・ハットの件数を減らすことにより、重大な事件



や事故災害の件数を減少させることができると考えられる。そのためには、事件や事故災害（ヒヤリ・ハット事例）の情報を収集し、その内容を分析して、発生原因を特定し、事故や犯罪等を防ぐ手立てを講じることが、安全管理においても大切である。

ただし、周りの環境が安全に配慮されていても、児童生徒等自身が危険な行動を行うと事故が発生する可能性は高くなる。また、状況の変化によって危険性が増大することも理解しておく必要がある。

例えば、雨天時では道路や廊下が滑りやすく、転びやすくなったりする。災害安全の面においても河川の増水や土砂災害などの危険が増す。交通安全の面においても、傘をさすことによって視界が悪くなったり、周りが見えにくくなる。

児童生徒等自らが、こうした、状況の変化によって起こり得る危険を予測し回避する、状況に応じた安全な行動をとることができる思考力・判断力を身に付けさせるための安全教育を行うことが非常に重要である。

(1) けがや事故等の状況について

学校管理下において事故災害（以下「事故」という）があった場合に備え、ほとんどの児童生徒等が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度（以下「災害共済給付」という）に加入している。この災害共済給付の情報によれば、本県において、平成 24 年度に報告のあった事故の発生件数は、8,305 件（幼稚園・保育所を含む）であった。また、発生率は 8.11% で、全国と比較しても高い発生率となっている。

事故が発生した場合別の内訳をみると、小学校においては休憩時間中の事故が 1,628 件と最も多く、全体の 58% を占めている。また中学校・高等学校では課外指導中の事故（中学校 1,588 件（全体の 54%）、高等学校 1,044 件（全体の 57%））が多く、特にその中でも、体育的部活動中の事故（中学校 1,564 件、高等学校 1,035 件）が圧倒的に多く発生している。負傷・疾病の種類別にみると、小学校・中学校・高等学校ともに挫

傷・打撲、骨折（小学校 1,600 件、中学校 1,557 件、高等学校 934 件）が主たるものとなっており、日常生活における事故を防止するための安全指導が非常に重要であることがわかる。

また、学校管理下における死亡事故としては、全国的に見ると、屋上等の天窓から児童が転落する、プールでおぼれる、部活動中に熱中症になり死亡するなどの事故が報告されている。本県においても、平成 20 年に県立学校で、生徒が校舎から転落し亡くなるという痛ましい事故が発生している。

学校管理下外においては、本県においても水難事故が発生していることから、川や海、山、池などでの事故も懸念される。

（２）犯罪予防に関する課題と対応について

平成 13 年 6 月に大阪教育大学附属池田小学校において発生した、外部からの侵入者により 8 名の児童の尊い命が奪われた事件は、教職員がかつて経験したことの無いあまりに痛ましい事件であった。以来、学校の安全や、教職員や児童生徒等の安全対応能力を高めるための様々な取組が行われてきたが、事件から 10 年余が経過し、学校現場では、その教訓が活かされていないという課題も指摘されている。

また、平成 17 年 11 月には広島県において、女子児童が下校中に殺害されるなど、登下校中の児童が犯罪被害に遭う事件が連続して発生している。

近年、学校に不審者が侵入したり、通学路で児童生徒等に危害が加えられたりする事件が発生し、児童生徒等の安全が脅かされることは大きな社会問題となっている。

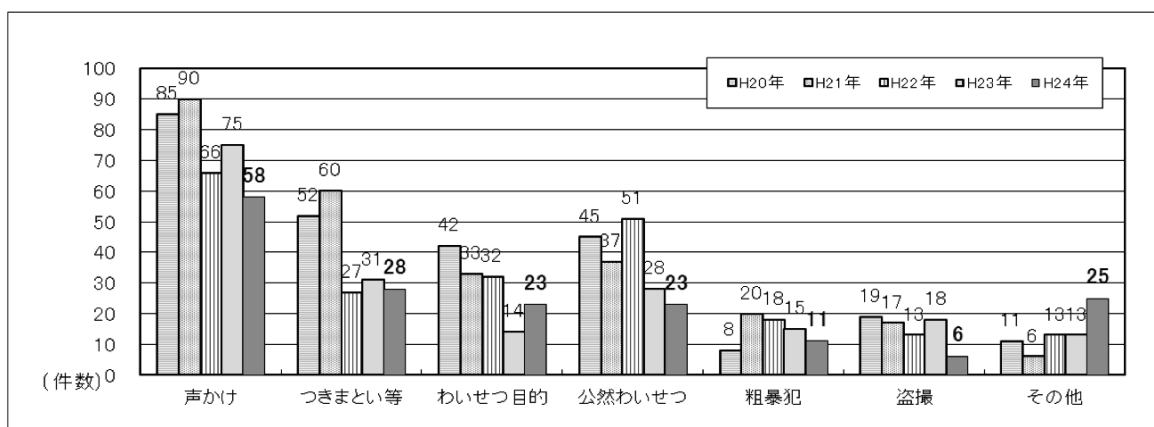
こうした状況は決して他県の出来事ではなく、自分たちの学校にも起こり得ることと捉え、事前の安全対策を講じることが大切である。

【本県の状況】

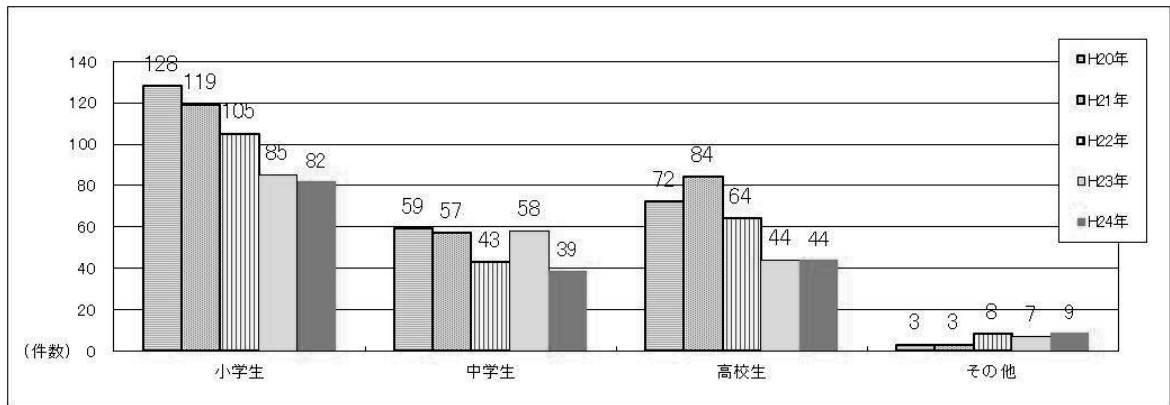
平成 24 年度における「不審者情報」の件数は 183 件にのぼり、その中でも、「声かけ」が最も多く、次いで「つきまとい等」となっている。（図 1 参照）

「子どもに対する声かけ等の事案の発生状況」

（図 1）態様別発生状況



(図 2) 対象別発生状況



(H20～24 年 高知県警察統計資料から)

対象別発生状況では、過去 5 年間で最も多いのが「小学生」であり、平成 24 年は全体の 47.1% を占め、次いで高校生、中学生の順となっている。(図 2 参照)

実際に平成 25 年に発生した事案の中には、声をかけられるだけでなく、「腕を捕まれ車に引き込まれそうになった」等、重大な犯罪につながるものや「抱きつかれる」等、被害を受けているものも少なくない。したがって、声かけ事案についても、強制わいせつや誘拐等の事件につながる恐れのあるものと捉え、必要な対策を講じていかなければならない。

【保護者・地域・関係機関との連携】

上記のような犯罪から児童生徒等を守るためには、学校だけの取組では不可能である。このため、保護者、地域住民、関係機関などの協力を得ながら、登下校において児童生徒等の安全が確保されるよう通学路の定期的な点検を行い、必要に応じて対策を講じていかなければならない。

また、登下校時における安全確保の観点では、地域をあげて登下校時の見守り活動を行う学校安全ボランティア（一般的に「スクールガード」と呼ばれる地域のボランティア組織のこと）の取組が不可欠である。

本県における平成 24 年度の学校安全ボランティアの組織率は小学校で 75.5% である。児童生徒等を犯罪から守るためにも、小学校区における学校安全ボランティア組織の設置は重要な要素である。(表 1 参照)

また、学校や通学路の安全に関することや、学校安全ボランティアの活動に対して専門的な立場から助言を行うことを目的として、平成 17 年度から配置した「スクールガード・リーダー」は、平成 25 年度は 23 市町村で 42 名が委嘱され、各地域での活動が、児童生徒等の登下校時の安全を守る大きな力となっている。

(表 1) 学校安全ボランティア（スクールガード）組織の状況

年度	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
H24 年度	9 園 (47.4%)	157 校 (75.5%)	40 校 (35.1%)	3 校 (7.9%)	0.0%
H23 年度	8 園 (42.1%)	157 校 (72.7%)	43 校 (37.7%)	3 校 (7.9%)	0.0%
H22 年度	7 園 (30.4%)	167 校 (73.9%)	61 校 (52.6%)	3 校 (7.7%)	0.0%

※括弧内は組織率

その他、緊急時に児童生徒等が駆け込める家として高知県警察本部から委嘱されている「こども 110 ばんのいえ」や企業等による駆け込みステーション等がある。「こども 110 ばんのいえ」は、本県では「アンパンマン」のステッカーが使用され、児童生徒等に親しみやすいものとなっている。学校と地域が連携して、こうした場所を増やし、表示することで、緊急時の安全確保だけでなく、防犯に熱心な地域であることが示されることとなり、犯罪の抑止にもつながる。学校が保護者や地域の協力を得て、事件・事故の起きにくい環境を整えることも大切である。



(こども 110 ばんのいえ)

こうした、地域で見守る体制や環境づくりを行うことによって児童生徒等自身も、自分を取り巻く周りの人々に「守られている」と気付くなど、安全な社会をつくる一員としての姿勢が育まれていくと考えられる。

【安全教育と安全管理の一体化】

過去に起こった学校への不審者侵入事件を教訓として、学校での対応は危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を通して共通認識が図られているはずであるが、年度始めの人事異動などにより確実なものとなっていない場合も想定される。年度当初には危機管理について教職員全体での共通理解を図り、役割の変更や各校独自の不審者侵入時の対応行動、侵入を未然に防ぐための対策など、訓練や検証を通して課題を確認し、より実効性のあるものにしておく必要がある。そのことを通して、まず教職員が実践することで、防犯面での留意点や対処の仕方について理解を深め、その中から児童生徒等に指導しておくべき内容がより明確化されるはずである。

そういう意味でも地域や関係諸機関と連携した防犯教室や防犯訓練の実施は非常に大切なものとなってくる。しかしながら、本県において平成 24 年度に防犯教室を実施した学校は 243 校で全体の 65.0%にとどまっている。また、防犯訓練の実施校は 112 校で、全体の 31.3%という低い実施率である。（表 2 参照）

学校での日々の生活において教職員が身の回りの危険に対して日ごろから敏感になることが、児童生徒等の安全に対する意識の高まりに大きく影響を与え、事件・事故の未然防止につながると考える。

生活安全教育は、児童生徒等が学校生活はもとより、生涯にわたって安全に生活するために不可欠なものである。安全を確保するために正しい行動を身に付けることが必要であり、行動を規制する場合は、発達段階に応じてその必要性を指導し、裏付けのある規制であることを理解させることが大切である。そのためには日常生活におけるきめ細かな指導とともに、課題に対して一つ一つ丁寧に児童生徒等自らが改善していくことができる教育が必要である。

(表 2) 高知県の公立小・中・高・特別支援学校における防犯教室等の実施状況

年度	学校数	防犯教室の実施校	防犯訓練の実施校
H24 年度	374 校	243 校 (65.0%)	112 校 (31.3%)
H23 年度	382 校	264 校 (69.1%)	132 校 (34.6%)
H22 年度	416 校	278 校 (66.8%)	150 校 (36.0%)
H21 年度	424 校	280 校 (66.0%)	125 校 (29.5%)

※括弧内は実施率

2 生活安全教育の留意点

(1) 身に付けさせたい基本的な指導内容の明確化

【身の回りにある危険を予測し、自ら回避する！】

日常生活の安全を確保するために必要な知識や能力を児童生徒等に身に付けさせるためには、発達段階に応じた系統的な指導が必要である。

このため、犯罪や危険及び事故などのあらゆる場面を想定し、児童生徒等に身に付けさせるべき内容を大きく「外傷から身を守る（外傷予防）」と「犯罪から身を守る（犯罪予防）」の2つに分け、外傷予防で1項目、犯罪予防で3項目の「4つの基本的な指導内容」として整理した。この4項目を、児童生徒等の実態に応じて時期や方法を考慮し、全ての学校で指導していくことが大切である。

ただし、次の内容はあくまで基本的な指導内容であり、この内容が生活安全学習の全てではない。学校においては、児童生徒等の発達段階や状況に応じて、また学校の置かれている環境（地理的条件や人口規模、自然環境等）や地域の特徴に応じて、さらに内容を加えることも必要である。

身の回りにある危険を予測し、自ら回避する！

指導内容はあくまで基本的な内容です。学校種や学校環境（地理的条件、人口規模、自然環境等）に応じてさらに加える内容を検討する必要があります

外傷から身を守る

1 けがや事故を防ぐために

「学校生活の安全」

- ・道具や遊具等の正しい使い方を知る
- ・道具を使うときは、周囲の安全に気を配る
- ・廊下や階段の正しい歩き方を守る
- ・雨天時の過ごし方を考える
- ・校内では上履きをきちんと履く
- ・学校の中で立ち入っては行けない場所を知り、ルールを守る

「運動時の安全」

- ・運動時は自分の体調に気を付け、無理をしない
- ・プールや体育館、運動場での運動の仕方や器具の使い方を知り、安全に行動する

「熱中症の予防」

- ・熱中症が発症しやすい状況を知る
- ・体調管理や適切な水分補給など予防に必要なことを知る
- ・熱中症の症状と応急手当の方法を知る

「危険な場所や遊びについて」

- ・川や海、山、池等での危険を知る
- ・気象の条件によって発生する危険を知る
- ・動植物に起因する危険を知る
- ・火気を使用する場合の危険を知る
（児童生徒等だけで火を使わない・初期消火の行動）
- ・釣りをするとき、船に乗るときはライフジャケットを着用する

「応急手当等について」

- ・けがの種類と介助、通報の仕方を知る
- ・止血法、心肺蘇生法等の応急手当を知る
（理論と実技 速やかな119番通報 AEDの手配）

犯罪から身を守る

2 犯罪被害にあわないために

「登下校時の安全」

- ・できるだけ友達と一緒に登下校する
（1人になる時間を短くする）
- ・防犯ブザーや防犯笛の使い方を知る
- ・登下校時に見守ってくれる地域の人を知る
「学校安全ボランティア」
「スクールガード・リーダー」等

「校内での不審者への対応」

- ・学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送（合図）」を知る
- ・不審者侵入時の避難の仕方を知る
- ・指示をよく聞き、落ち着いて迅速に行動する

「校外での不審者への対応」

- ・自分の身を守るための約束を必ず守る
（「いかのおすし」「おひなくこ」）
- ・地域の危険な場所（入りやすく、見えにくい場所）を知る
- ・危険を感じたときに逃げ込む場所を知る
（「こども110ばんのいえ等」）
- ・事件や事故に遭ったらすぐ家族や学校に連絡する（速やかな110番通報）
- ・地域における犯罪等の情報を知る

3 家族で守る安全

「家族との約束」

- ・出かける前には行き先、帰る時刻を家族に伝えておく
- ・留守番をするときの約束を確認する
- ・友達の名前や電話番号等を知らない人から聞かれても答えない
- ・家に帰って玄関を開ける前に注意することを確認する
- ・エレベーターに潜む危険を知る
- ・夜間の外出で注意することを確認する
- ・夜道を1人で歩かない
- ・周囲の状況を確認しながら歩く
- ・携帯電話を操作しながらの移動はしない

4 地域社会の一員として

「自分たちで守る、地域の絆」

- ・地域の人とのつながりを持つ
- ・地域・社会生活の安全を守る機関や地域の防犯活動を知る
（自主防犯組織、防犯パトロール、安心Fメール等）
- ・地域の安全のために、自分たちにできる役割を考える

前ページの「身の回りにある危険を予測し、自ら回避する！」の内容を詳述すると、次のとおりである。

外傷から身を守る

1 けがや事故を防ぐため

「学校生活の安全」

- ・ 道具や遊具等の正しい使い方を知る
- ・ 道具を使うときは、周囲の安全に気を配る

休み時間や授業中に遊具や道具を使う時には、周囲の状況に気を配り使用することが大切である。また、時期を問わず常時指導を継続することも重要である。

- ・ 廊下や階段の正しい歩き方を守る

廊下では静かに右側を歩く。

廊下を走ったり廊下で騒いだりすると、人と衝突したり、その弾みでガラスに衝突しガラスが割れたりして、思いもよらぬ事故を招くことがある。自分だけではなく、人にも被害を及ぼすことになるので、廊下の歩き方、過ごし方には気を付ける。

- ・ 雨天時の過ごし方を考える

雨の日においては、道路や廊下の状況により滑ったり転んだりする事故や、傘等による持ち物を原因として起こる事故等が想定される。

○廊下が湿気を帯び、滑りやすくなるため、転んで大きな事故につながることもあるので、特に雨の日は廊下で騒いだり、走ったりしない。

○雨の日の登下校では、傘をさしたり、雨具を装着したりすることにより、動きが制限され、視界が狭くなる。また、道路も滑りやすくなっていることから、思いもよらない事故（交通事故を含む）が起こることがある。雨の日には、気を付けて慎重に行動する必要がある。

○傘の先で目などを突いたり、側溝が見えにくくなり側溝に落ちたりする危険もある。

天候の違いにより様々な危険が考えられるので、学校種や学校環境、地理的条件、自然環境等に応じてさらに加える内容を検討する必要がある。

- ・ 校内では上履きをきちんと履く
- ・ 学校の中で立ち入っては行けない場所を知り、ルールを守る

（屋上や天窓、高所、その他危険な場所）

授業中はもちろん、休み時間やその他の時間において、道具や遊具の正しい使用方法を身に付けることや雨天時や校内での過ごし方、危険な場所等を認知しておくことは、児童生徒等の安全を守るうえで非常に重要なことである。

＊「学校における転落事故防止のために」リーフレット

（平成 20 年 8 月 文部科学省）（P. 46 参照）

「運動時の安全」

- ・運動時は自分の体調に気を付け、無理をしない
- ・プールや体育館、運動場での運動の仕方や器具の使い方を知り、安全に行動する
学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科などの学習時、クラブ活動、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

「熱中症の予防」

- ・熱中症が発症しやすい状況を知る
注意する日（気温・湿度が高い、急に暑くなった、風が弱い）
外では帽子をかぶる、適切な水分補給と休憩をとる等の予防に必要なことを知る
＊独立行政法人日本スポーツ振興センター熱中症に注意しよう
(No.4 平成25年7月発行) 教材カード (P.48 参照)
- ・体調管理や適切な水分補給など予防に必要なことを知る
睡眠不足、体調不良、朝食の未摂取、生活リズムの乱れ、日常の健康管理などに気を付ける。
- ・熱中症の症状と応急手当の方法を知る
①涼しい環境への避難 ②脱衣と冷却 ③水分・塩分の補給
④医療機関へ運ぶ

近年、学校の管理下における熱中症による児童生徒等の事故が発生している。高温環境下の夏の屋外、気温・湿度の高い体育館等における運動会の練習や体育・スポーツ活動等で多く発症しているが、それ以外でも発生することがある。

熱中症は、気温・湿度等の環境条件に配慮した運動の実践や、こまめに水分補給し休憩をとること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することによって防止することができるものである。

また、万が一発症した場合でも、迅速かつ適切な措置をとることによって回復できる疾病である。

＊独立行政法人日本スポーツ振興センター

「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」啓発資料

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/default.aspx?tabid=114>

「危険な場所や遊びについて」

- ・川や海、山、池等での危険を知る
- ・気象の条件によって発生する危険を知る
(大雨や落雷、局地的豪雨、土砂災害等)
- ・動植物に起因する危険を知る
(ハチや蛇、猪、猿、熊などの危険を知り、危険を回避する方法を知る)

〈例〉○ハチの巣を見つけたら

- ・近づかない
- ・いたずらしない
- ・振動させない

○野山などでハチに刺されない工夫

- ・長ズボン、長袖、帽子、靴などなるべく肌を出さない服装にする。
- ・ハチは黒いものに対して攻撃的になるので、白っぽい服を着て出かける。
- ・むやみに近づいたり、木を揺すったり、巣に振動を与えるような大声や物音を出さないようにする。

＊高知市ホームページ「総合案内 蜂の巣の駆除について」参照

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/36/hachi.html>

＊高知県産業振興推進部鳥獣対策課ホームページ

「おもな鳥獣の生態と被害対策」参照

- ・イノシシ
- ・ニホンジカ
- ・ニホンザル
- ・カラス
- ・カワウ
- ・ドバト

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/121601/tyojyubetu01.html>

＊高知県林業振興・環境部環境共生課ホームページ参照

「セアカゴケグモが発見されました」

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/seakagokegumo25.html>

- ・火気を使用する場合の危険を知る

〈児童生徒等だけで火を使わない〉

火遊びは火災事故につながる大変危険な遊びであり、周りにとりかえしのつかない重大な損害を与える可能性もある。児童生徒等だけで火を使うことや、火遊びは絶対にさせないような指導を徹底する。

また、放火は非常に重大な犯罪であることを認識させることも重要である。

〈初期消火の行動〉

「もし火事を出したり、発見したりしたら」

火災を発見した場合は、まず安全にその場から避難する。

そして、大声で近所に知らせ協力を求め、すみやかに 119 番に通報する。

119 番通報の際には

「住所はどこか、近くにある目標物（目印となる建物名）」

「何が燃えているのか」「何階建ての何が燃えているのか」

「逃げ遅れた人や怪我人」等を伝える。

通信係員の問いかけに、ゆっくり、落ち着いて答えるようにする。

- ・釣りをするとき、船に乗るときはライフジャケットを着用する

海上保安庁は、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号として、警察の110番や消防の119番のように覚えやすい局番なし3桁電話番号

「**118番**」の運用を平成17年5月1日から開始している。

〈次のような場合に通報する〉

- ・船の事故や海での事故に遭遇した、または目撃した。
- ・海への油の排出やゴミの投棄を発見した。
- ・不審船の発見、密航・密輸についての情報を得た。 等

以上の場合において、「いつ」「どこで」「なにがあった」などを簡潔に落ち着いて通報するようにしましょう。

なお、加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話などから利用できます。

＊海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/> (P.43 参照)

＊海の「もしも」は118番 - 海上保安庁

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/joho/tel118/>

「応急手当等について」

- ・けがの種類と介助、通報の仕方を知る
- ・止血法、心肺蘇生法等の応急手当を知る

(理論と実技 **速やかな119番通報 AEDの手配**)

〈救急蘇生法について〉

＊日本赤十字社 <http://www.jrc.or.jp/study/safety/>

＊日本医師会 救急蘇生法 <http://www.med.or.jp/99/seisakubutsu.html>

その他、多くの関係資料がダウンロードできます。

児童生徒等の生活の中には、様々な危険がある。川や海においては、流れが急に変化したり、突然深みにはまったりと思ってもよらないことが起こる。そうした危険を事前に知っておくこと、そうした場所に子どもたちだけでは行かない等の約束事をしっかりと決めて指導しておくことが児童生徒等の命を守ることにつながる。

110番・119番 実際の通報要領 (参考)

高知市消防局情報指令課

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内一丁目7番45号 総合あんしんセンター5階

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/73/tuuhouyouryou.html>

2 犯罪被害にあわないために

「登下校時の安全」

- ・できるだけ友達と一緒に登下校する（1人になる時間を短くする）

児童生徒等に安全な登下校について考えさせるとともに、登下校時は極力一人にならないという観点から、集団登下校や保護者等の同伴等による安全な登下校方策の策定、児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制の整備等、学校の状況に応じて対策を実施する。

- ・防犯ブザーや防犯笛の使い方を知る

防犯ブザーの使い方とともに、実際に使用できるかどうか訓練することや、定期的に点検を行うことを保護者、家庭も巻き込んで、子どもたちに指導しておく。

- ・登下校時に見守ってくれる地域の人を知る

「学校安全ボランティア」や「スクールガード・リーダー」等、地域で見守ってくれている人に積極的にあいさつをする等、自分たちの安全を守ってくれる人たちと顔と顔でつながるような取組が大切である。

併せて、児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を身に付けさせるよう実践的な教育を進めることが必要である。

登下校時における児童生徒等の安全を確保するためには、学校だけではなく地域社会全体で児童生徒等の安全を見守る体制の整備が求められている。学校だけではカバーしきれない部分も、地域と連携した取組を展開していくことで、より安全安心な登下校が実現できる。

「校内での不審者への対応」

- ・学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送（合図）」を知る
- ・不審者侵入時の避難の仕方を知る
- ・指示をよく聞き、落ち着いて迅速に行動する

年度当初の早い時期に不審者進入時の対応について、「危機管理マニュアル」をもとにして、教職員全員が共通認識を図っておくことが重要である。

また、児童生徒等が有事の際に命を守る迅速な避難行動がとれるよう、防犯訓練を行っておくことも大切である。

「校外での不審者への対応」

- ・自分の身を守るための約束を必ず守る（「いかのおすし」「おひなくこ」）

校外で不審者に声をかけられた場合の対応の仕方について指導し、自分の身を自分で守るための行動を理解させる。

【いかのおすし】

いか…知らない人について「いか」ない

の…他人の車に「の」らない

お…「お」お声を出す

す…「す」ぐ逃げる

し…大人に「し」らせる

○防犯標語「いかのおすし」は、平成 16 年度にセーフティ教室を開催する際、「子どもたちの心に残るインパクトのある防犯標語」として、警視庁少年育成課と東京都教育庁指導企画課が考えだしたものです。

*独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ参照

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/branch/tokyo/tabid/422/Default.aspx>

【おひなくこ】 5つのやくそく

お…おおごえを出して、すばやくにげよう！

ひ…ひとりではかえらない、あそばない！

な…なんでもはなそうがっこうのこと、とうげこうのこと！

く…くるまにはぜったいのらない、ちかづかない！

こ…こうばんやきんじょのいえにしらせよう！

○「おひなくこ」リーフレットは児童生徒等が学校や地域で楽しくのびのびと生活できるようにするために文部科学省によって作成されたものである。毎年、年度当初に全小学校の1、2年生全員に配布されている。

○防犯標語「いかのおすし」、文部科学省からのリーフレット「おひなくこ」を学校における防犯教室や学級での指導、家庭での話し合い等に活用することで、児童生徒等の大切ないのちを守る防犯意識を高める有効な手立てとなる。

・地域の危険な場所（入りやすく、見えにくい場所）を知る

「(だれもが) 入りやすく、(だれからも) 見えにくい場所」、例えば、塀の高い場所や草が高く生えた空き地、高い垣根の公園、非常階段や屋上、人目につきにくい場所等、「外から見えにくく入りやすい場所」は犯罪者にとって、簡単に怪しまれずに犯罪を実行でき、すぐに逃げることができそうな場所であり、だれにも気付かれないまま、邪魔されずに犯罪を終えることができそうな場所である。

また、「入りやすく、見えにくい場所」は物理的な条件だけではなく、例えば、落書き、散乱ゴミ、不法投棄された粗大ゴミ、のび放題の雑草、廃屋、廃墟等は心理的な条件としても特徴づけられる。そういった場所は管理が行き届いてなく、秩序感が薄い状況であり、犯罪者にとっても気軽に立ち入ることができる「入りやすい場所」、更に無関心な人が多く、見て見ぬ振りをしてもらえそうな「見えにくい場所」でもある。

児童生徒等が、こうした「(だれもが) 入りやすく、(だれからも) 見えにくい場所」や街路灯の少ない暗い場所等は犯罪が起こりやすい危険な場所であるというこ

とを認識し、そういう場所にはできるだけ近づかないように指導することが大切である。

- ・危険を感じたときに逃げ込む場所を知る（「こども 110 ばんのいえ」等）
- ・事件や事故に遭ったらすぐ家族や学校に連絡する（**速やかな 110 番通報**）
- ・地域における犯罪等の情報を知る

不審者に出会ったり、自分の身に危険を感じたりしたときには、助けを求めることができる場所として、「こども 110 ばんのいえ」や「地域安全推進の家」等、ステッカーが貼ってある場所を知り、いざという時に行動できるように訓練しておくことが必要である。

また、地域における犯罪等の情報（不審者情報や事件、事故）に関心を持ち、自分が事件や事故にあった時は、すぐに家族や学校、大人に知らせることを指導しておくことも大切である。

3 家族で守る安全

「家族との約束」

- ・出かける前には行き先、帰る時刻を家族に伝えておく
- ・留守番をするときの約束を確認する
- ・友達の名前や電話番号等を知らない人から聞かれても答えない
- ・家に帰って玄関を開ける前に注意することを確認する

家庭生活において、帰ったときに、家にだれもいなくても「ただいま」と大きな声で言ったり、留守番時や外出時の約束事等を明確に決めておいたりすることは、児童生徒等の命を守るうえで非常に重要なことである。

知らない人と話をするときは、細心の注意を払い、その人が手を伸ばしても届かないくらい離れて話したり、電話番号や住所を聞かれても、絶対に言ったりしない等、日ごろから、家庭で話をし、約束をしておくことが大切である。

- ・エレベーターに潜む危険を知る

マンション等で、エレベーターに乗るときには、エレベーターホール等に知らない人や不審者等がいないか周囲を確認し、危険を感じたときは、防犯の意味で管理人や管理組合の人に知らせる。そして、防犯対策として非常ベルや各階のボタンを押せる位置に乗り、後ろから襲われないよう壁を背にして乗るようにする。

また、知らない人と 2 人だけで乗った場合は、直近の階でエレベーターを降りるようにする。

- ・夜間の外出で注意することを確認する
- ・夜道を 1 人で歩かない
- ・周囲の状況を確認しながら歩く

夜道を歩くときは周囲への警戒がとても大切である。夜間の一人歩きや夜間の外出は基本的に控える。塾や習い事等でどうしても出かけなくてはならない場合は、家庭で約束事をきちんと決めておく。

- ・携帯電話を操作しながらの移動はしない

音楽や手元の操作に集中するあまり、後ろから人や車が近づいてきても気付かないということも考えられる。また、携帯電話で話していても、万一のときにすぐに自分のいる場所や状況を相手に伝えることはとても困難であり、相手がすぐに駆けつけてくれるとは限らない。特に夜間は、周囲への警戒心を強く持ち、足早に歩くようにする。

(実際に携帯電話を操作しているの不審者被害が多く発生している。)

4 地域社会の一員として

「自分たちで守る、地域の絆」

- ・地域の人とつながりを持つ
- ・地域・社会生活の安全を守る機関や地域の防犯活動を知る

(自主防犯組織、防犯パトロール、安心Fメール等)

*安心Fメール登録の仕方(下記アドレスから)(P.44 参照)

http://www.police.pref.kochi.lg.jp/keitai/anshin/i_anshin_fmail.htm

- ・地域の安全のために、自分たちにできる役割を考える

犯罪の被害に遭わずに安心して暮らせる地域は、多くの住民の願いであり、生活の基盤となるものである。学校内外における事件・事故への対応を学校のみで行うことには自ずと限界がある。そこで、保護者や地域住民、警察等の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体等との連携を進め、地域ぐるみで児童生徒等を守る安全・安心な学校づくりを目指していく必要がある。

そうした地域の防犯パトロールや見守り活動をしてきている方々とふれあい、つながりを持つことにより、自分たちが地域で何ができるかを考える契機となるとともに、地域の防犯活動がより活発に展開されることが期待される。

(2) 年間指導計画への位置付け

安全教育は、学校保健安全法に基づく「学校安全計画」を策定し、計画的に行われることとされている。「生活安全」に関する内容は、児童生徒等の日常の行動と密接に関連することから、教科・領域等における安全学習や安全指導を行うとともに、朝の会や帰りの会、休み時間等の日常の学校生活における安全指導も含め、意図的・継続的に行うことが大切である。

学習指導要領には、生活安全に関する内容が、生活、体育、保健体育等の教科の中に位置付けられている。また、安全な器具の使い方等、各教科における学習活動を安全に行うための安全指導を行うことも必要である。例えば、図画工作・美術では、刃物類、塗料、器具等の使い方の指導と保管、活動場所における安全指導等を徹底すること、技術・家庭科では、火気、用具、材料等の取り扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全に十分留意することなどがあげられる。

こうした内容も網羅し、「学校安全計画」に安全学習や安全指導の内容と指導の場を明確に位置付け、全教職員で共通理解のもと、指導を行うことが重要である。

【学習指導要領との関連】

小 学 校	第5節 生活
	第2 各学年の目標及び内容（第1学年及び第2学年） 2 内容 （1）学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもち、安全な登下校ができるようにする。 （3）自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかかわっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようにする。 （4）公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切にし、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。
	第9節 体育
	第2 各学年の目標及び内容（第5学年及び第6学年） 2 内容 G保健 （2）けがの防止 ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。 イ けがの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。
中 学 校	第7節 保健体育
	第2 各分野の目標及び内容（保健分野） 2 内容 （3）傷害の防止について理解が深めることができるようにする ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかわって発生すること。 イ 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。 エ 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、応急手当には、心肺蘇生等があること。
高 等 学 校	第6節 保健体育
	第2款各科目 第2保健 2 内容 （1）現代社会と健康 オ 応急手当 適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、

	正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていくことがあることから、速やかに行う必要があること。
3	内容の取扱い
(5)	内容の(1)のオについては、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、効果的な指導を行うため、「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。

(3) 家庭・地域・関係機関と連携した防犯教育の効果的な実施

学校は、児童生徒等の学習及び生活の場であるとともに、まちづくりの核、生涯学習の場として地域社会において最も身近な公共施設である。こうした学校において、防犯教育を進めるうえで重要なことは、校区の児童生徒等は学校が守るという学校の主体的な姿勢と地域や外部の防犯組織との連携である。

防犯教室で学んだことを児童生徒等が身に付けるために、防犯教室の前後に適切な指導を行うとともに、継続した防犯教育の常時指導が必要である。

また、防犯教育を学校だけで実施するのではなく、学校からは見えない児童生徒等の日常の様子を知っている保護者や地域の方、そして、防犯の専門家として学校に関わっているスクールガード・リーダーの方々から日常的に情報を得るとともに、その情報を児童生徒等の日々の指導に効果的に生かすことで、より充実した防犯教育を展開することが期待できる。

Ⅱ 生活安全教育の実践

1 発達段階に応じた指導の重点

①小学校

低学年では、安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

中学年では、様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付くことができるとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

高学年では、中学年までに学習した内容を一層深めるとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。

また、自分自身の安全だけでなく、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

②中学校

小学校までに学習した内容をさらに深め、日常生活に関して安全な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付ける。

また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。

③高等学校

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。

また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。

さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動に積極的に参加できるようにする。

④障害のある児童生徒等

児童生徒等の障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

2 展開例

N o	校種	学年	指導場面	指導内容	指導時間数
1	小学校	低学年	特別活動 (学級活動)	危ないことをしていないか考えよう	1
2		低学年 中学年	朝の会 帰りの会 等 常時指導	危険を回避する大事なことば	(10～15 分)
3		中学年 高学年	特別活動 (学級活動)	安全に通学しよう ～自分で身を守る、みんなで守る～	1
4	中学校	全学年	朝の会 帰りの会 等 常時指導	事件に巻き込まれないために	(10～15 分)
5	高等学校	全学年	ホーム ルーム活動	地域社会の安全への 貢献について考えよう	1
6	その他の事例 小・中学校 全学年		特別活動 (学校行事)	学校への不審者侵入防犯訓練 (実施計画例)	1

1 小学校 低学年					
危ないことをしていないか考えよう					
指導する学年	低学年	指導場面	特別活動 (学級活動)	指導する時数	1 時間
本時のねらい	安全な学校でも、危険がたくさんあることに気付く。 危険を予測し、安全に生活しようとする気持ちを持つ。				
使用する資料	運動場・校舎等のイラスト			基本的な指導内容	
				1 けがや事故を防ぐために	
学習内容・活動			指導上の留意点		
導 入 1. 危ないところはどこか考える ・運動場や校舎など学校内には、危険があることに気付く。 ・ワークシートの危険な場面に○を付ける。 (P. 20にワークシート有り) (P. 45に黒板掲示用資料有り)			○危険なことをしている場面に○を付けさせることで、安全な場所でも事故が起きることに気付かせる。 ○危険を考え、危険な遊びをしている場面を見つけることができたか。		
もし ○○したら どうなるかな？					
展 開 2. 毎日の遊びの中に潜む危険について考え、話し合う ・「もし○○したら、××になるかもしれない。」を考え、隣の人とペアで起こるかもしれない危険を予測する。 ・みんなの前で、2人で考えた危険予測を発表し、安全な遊び方について話し合う。 (※もし、知らない人が、「お菓子をあげるから、車にのらない？」と言ってきたら、どうする？)			○「もし、ろうかをはしったら、すべってころんでけがするかもしれない。」など、友達と意見交換することで、様々な危険を予測させる。 ○ペア学習で、いろいろな危険を予測し、話したり、書いたりしているか。 ○「もし○○したら、××になるかもしれない。だから□□しよう(気を付けよう)。」行動や気持ちの解決策、改善策を全体で確認する。 ※事例は、学校の状況により取り入れるようにしたい。(各学校における被害状況を調査のうえ、安全教育の一環として犯罪防止教育を場合によって扱う。)		

まとめ

3. 本時の学習をまとめる

- ・学習を振り返り、これから安全に生活したり、遊んだりしていくために学んだことやがんばりたいことをワークシートに記入する。
- ・記入したことを発表する。

○学習を振り返ることで、安全な場所でも、様々な危険を予測したり、危険か安全かを判断したりできるようにする。

○発表後、教員の補足を入れてまとめる。

○ワークシートを読みとり、児童の気付きについて評価を行う。

安全な学校にも危険がたくさんあることを知り、危険を予測し、安全な生活を心がける。

評価

○学校内における危険を知り、危険を予測し、安全に生活できる方法を考えているか。
(ワークシート)

《一口メモ》

- * 事前指導…朝の会や帰りの会等で、運動場の遊び方や校舎内での過ごし方等に注意喚起を促しておく。
- * 事後指導…朝の会や帰りの会等で生活を振り返り、自分が決めたことを守れたかどうか振り返りの時間をとるようにする。
- * ワークシートの中で、自分がこれからできることを自己決定させ、事後活動として朝の会や帰りの会で、自分の行動を振り返り、児童の行動化につなげる。

※学級活動(2)ー力で展開例を書いているが、集団目標を決めるのであれば学級活動(1)ーウで実施する事も可能

関連する
教科・行事等

道徳：低- (3) 善悪の判断、朝の会、帰りの会

展開例 1

あぶないことを していないか かんがえよう

1. あぶないところはどこかな？あぶないとおもうところに○をつけましょう。



ねん くみ なまえ ()

2. うえのえから もし (○○○) したら、(×××) になるかもしれない。
だから□□しよう。をかんがえましょう。

① もし () したら、() なる
かもしれない。 だから () しよう。

② もし () したら、() なる
かもしれない。 だから () しよう。

③ もし () したら、() なる
かもしれない。 だから () しよう。

④ もし () したら、() なる
かもしれない。 だから () しよう。

⑤ もし () したら、() なる
かもしれない。 だから () しよう。

2 小学校 低・中学年					
危険を回避する大事なことば（いかのおすし・おひなくこ）					
指導する学年	低・中学年	指導場面	朝の会 帰りの会 等 常時指導	指導する時数	（10～15 分）
本時のねらい	日常の安全指導と合わせて、毎日の登下校時における通学路等での安全について、児童自らが自分の生命を守ろうとする意識を向上させる。				
使用する資料	防犯教室用の小学校低学年向けリーフレット 「大切ないのちとあんぜん」（文部科学省）等			基本的な指導内容	
				2 犯罪被害にあわないために 3 家族で守る安全 4 地域社会の一員として	
学習内容・活動			指導上の留意点		
常時指導（朝の会・帰りの会 等） 子どもたちにことば一つ一つについてどのような内容があてはまるのかを考えさせる。 【いか・の・お・す・し】 ・防犯対策紙芝居 はなちゃんのかえりみち～いかのおすし～（日本スポーツ振興センター）等を活用 【お・ひ・な・く・こ】 ・「大切ないのちとあんぜん」（文部科学省リーフレット）等を活用 ※大切なことをしっかり覚えてもらうために「おひなくこ」「いかのおすし」があることを知らせる。  時間があれば こども 110 ばんのいえ等の紹介 等 (P. 40～42 参照)			・この言葉を覚えておくことがなぜ大切なのか、一つ一つの行動について、その状況や対処方法を交えながら説明する。 【いかのおすし】 いか…知らない人にはついて「いか」ない。 の…知らない人の車に「の」らない。 お…危ないと思ったら「お」おきな声を出す。 す…危ないと思ったらその場から「す」ぐ逃げる。 し…何かあったらすぐ大人の人に「し」らせる。 【おひなくこ】 お…おおごえを出して、すばやくにげよう！ ひ…ひとりではかえらない、あそばない！ な…なんでもはなそうがっこうのこと、とうげこうのこと！ く…くるまにはぜったいのらない、ちかづかない！ こ…こうばんやきんじょのいえにしらせよう！		
※「いかのおすし」については 日本スポーツ振興センター 防犯対策紙芝居 はなちゃんのかえりみち～いかのおすし～ http://www.jpnsport.go.jp/anzen/branch/tokyo/tabid/418/Default.aspx 「いかのおすし」のルーツを探る http://www.jpnsport.go.jp/anzen/branch/tokyo/tabid/422/Default.aspx 等を活用 ※「おひなくこ」については 資料編（文部科学省リーフレット）「大切ないのちとあんぜん」を活用（P. 47 参照） ※防犯教室の事前、事後学習で活用することで、児童の防犯への意識を高める。					
関連する 教科・行事等	朝の会、帰りの会、登下校の指導等				

3 小学校 中・高学年

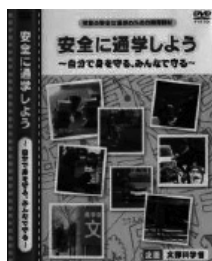
安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～

指導する学年	中学年 高学年	指導場面	特別活動 (学級活動)	指導する時数	1 時間
本時のねらい	危険（犯罪）を予測し、起こりうる犯罪から身を守る方法等を考えるとともに、危険な場面を想定し、危険を回避する行動を実践することができる。				
使用する資料	文部科学省DVD「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」(平成 25 年)			基本的な指導内容	
				2 犯罪被害にあわないために 3 家族で守る安全 4 地域社会の一員として	

学習内容・活動

指導上の留意点

導 入



1. DVD「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」を視聴する。

生活安全（防犯）
低学年・中学年・高学年

※ケース⑥まで視聴（前半 約 6 分）

- ケース①声をかけられる
- ケース②つきまとわれる
- ケース③写真を撮られる
- ケース④いやなことをされる
- ケース⑤暴力を受ける
- ケース⑥つれされそうになる

○本時の内容について理解させ、真剣な態度で臨む意識を持たせる。

※ケース⑥以降（後半）は全てのケースの対処法になっているため、児童で解決方法を考えた後に視聴

○DVDの内容が特別なことではないことに気付かせるために高知県警察ホームページ「こうちのまもり」から県内（地域）の不審者情報等を児童に紹介することで、より自分の身近で起こる可能性があることを意識させる。

危険から、自分の身を守るためにはどうしたらよいでしょう？

展 開

2. DVDの事例をもとに危険を予測し、回避する対処方法を考える。

- ・ どうしたらこういったことから身を守れるのかワークシートに個人で記入する。

- ケース①声をかけられる
- ケース②つきまとわれる
- ケース③写真を撮られる
- ケース④いやなことをされる
- ケース⑤暴力を受ける
- ケース⑥つれされそうになる

○身近に起こるかもしれない危険を予測する力とその危険を回避する望ましい解決方法に気付くよう支援する。

3. 個人で考えたことを班で話し合い解決方法を考え発表し、よりよい身の守り方を考える。

- ・断る ・無視する
- ・大声を出して逃げる・防犯ブザー
- ・店やこども 110 番の店に逃げ込む
- ・入りやすく見えにくい場所では気を付ける

等

まとめ

4. DVDの後半を自分たちの意見と比較しながら視聴する。(後半約7分)

- ・ケース⑥までの解決編を視聴する。

5. 学習したことを振り返り、危険な場面に直面したときにどのように行動すればよいか確認する。

- ・記入したことを発表する

○各班から出た解決方法の共通点や相違点、疑問点など気の付くことを出させ、よりよい身の守り方をみんなで考えさせる。

いか…知らない人については「いか」ない。
の…知らない人の車に「の」らない。
お…危ないと思ったら「お」おきな声を出す。
す…危ないと思ったらその場から「す」ぐ逃げる。
し…何かあったらすぐ大人の人に「し」らせる。

評価

○自分の身を守るためにこれからどんなことに気を付けていけばよいのか自分の考えを書くことができているか。
(ワークシート)

日頃から、危険を予測し、入りやすく見えにくい場所を回避することが大切であることを理解する。

《一口メモ》

- * 事前指導…朝の会、帰りの会等で不審者情報を児童に伝える。
- * 事後指導…授業後の児童の危険を回避する行動化について朝の会、帰りの会等で見取っていく。

※DVD「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」(文部科学省)
平成25年3月に小学校に配布

※高知県警察ホームページ こうちのまもり

<http://www.police.pref.kochi.lg.jp/index.htm>

関連する
教科・行事等

朝の会、帰りの会

展開例 3

安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～

年 組 氏名

1. 映像を見て考えましょう。「あなたならどうしますか？」

	声をかけられる	あなたならどうする？
ケース①		
ケース②		
ケース③		
ケース④		

ケース⑤	暴力を受ける	あなたならどうする？
		
ケース⑥	つれされそうになる	あなたならどうする？
		

2. みんなで話し合っよりよい解決方法を考えましょう。

	みんなで考えた解決方法
ケース①	
ケース②	
ケース③	
ケース④	
ケース⑤	
ケース⑥	

3. あなたは今度からどんなことに気を付けて登下校しますか。

4 中学校 全学年					
事件に巻き込まれないために					
指導する学年	全学年	指導場面	朝の会 帰りの会 等 常時指導	指導する時数	(10～15 分)
本時のねらい	事件や事故の起こりやすい夕方以降の行動から、危険（犯罪）を予測し、起こりうる危険から身を守る方法等を考える。				
使用する資料	文部科学省DVD「安全な通学を考える～加害者にもならない～」（平成24年3月）			基本的な指導内容	
				2 犯罪被害にあわないために	
学習内容・活動			指導上の留意点		
1. DVD「安全な通学を考える～加害者にもならない～」の「事件に巻き込まれないために」（1分7秒）を視聴する。			○夕方、下校時の自分の行動を振り返らせながら視聴するよう伝える。		
 内 容 ・自分の乗り方は安全か？ ・危険を予測する力をつける！ ・気持ちを意識してみよう！ ・地域の安全を守る役 ・事件に巻き込まれないために ・自転車の賠償責任、点検・整備等について					
2. ワークシート「事件に巻き込まれないために」に考えたことを書き込む。			○自分の下校時の行動を振り返らせながら記入するようにさせる。		
 ・夕方、夜間の防犯について、自分の生活と比較しながら考える。 ・学校や自宅周辺の危険な場所（入りやすく、見えにくい場所）はないか考える。			○危険を予測する力とその危険から回避する望ましい方法に気付くよう支援する。 ○机間指導により、記入が進まない生徒に対し、適切な支援を行う。		
3. 記入したことを発表し、学習したことを振り返り、危険な場面に直面したときなどのように行動すればよいか確認する。			○日頃の危機管理意識が大切であることに気付かせる。 ○日頃の生活行動で、スキを見せない行動が大切であることも理解させる。		
関連する教科・行事等		※指導に使用するDVD教材 「安全な通学を考える～加害者にもならない～」（文部科学省） 平成24年3月配布 朝の会、帰りの会、道徳：中学校1-（3）自主、自立、責任			

事件に巻き込まれないために

年 組 氏名 ()

■夕方・夜間の防犯を考える

中高生の生活にはさまざまな自己判断が必要になってくる。

行動範囲が広がり、活動する時間も長くなる。どこに危険があるかを考え、自分の安全を守れるようにしなければならない。

一つの例としての夕方・夜間の事件を防止することを考えてみよう。



☆映像を見る

1. 学校や自宅周辺で、防犯上、「夕方通るにはちょっと危ないかな」と思う場所をあげてみよう。



2. 上であげた場所を避けると、何分くらい多くかかるだろう？

3. 危険があることがわかっているのに夕方以降に外にいる時、どんな気持ちになっているのだろう？

4. 上の設問3のような時、出かけなくてすむ解決方法はあるだろうか？

知って納得 豆知識

自分の身を守るのは自分！

学校の帰り、家に着く頃にはもう暗くなっていることも多い。ぜひ「自分の身を守るのは自分」という意識をもってほしい。基本は、なるべく明るい道を選んで複数で行動することだ。暗い道を一人で歩くのは極力避けたい。また周囲によく注意して、不審な動きがあれば察知できるようにしよう。防犯ブザーなど防犯グッズの携帯も有効だ。危険ポイントは日ごろからチェックして、いざという時の対応を考えておこう。



5 高等学校 全学年

地域社会の安全への貢献について考えよう

指導する学年	全学年	指導場面	ホームルーム活動	指導する時数	1 時間
単元のねらい	自らの安全を確保する方法を理解し、いざという時に適切な行動を実践する力を身に付けるとともに、地域社会の安全にも貢献する大切さについて理解を深める。				
使用する資料	県内の声かけ事案や不審者情報 犯罪認知件数の推移 県内の高校生自主防犯組織の活動			基本的な指導内容	
				2 犯罪被害にあわないために 4 地域社会の一員として	

学習内容・活動

指導上の留意点

導 入

1. 不審者の情報や新聞記事から犯罪事例を紹介する。

※高知県警察ホームページ参照

「こうちのまもり データ・ボックス」

- ・声かけ ・わいせつ
- ・つきまとい ・誘い込み
- ・盗撮 ・露出 等

【参考事例】

(例 1)

6 月 2 4 日 (月) 8 : 2 0 頃

つきまとい 危険行為

発生場所 高知市棧橋通マンション駐車場

被害者 高校生 男 不審者 性別 男

年齢 30代 身長 不詳

服装・身体特徴 不詳

事案概要 男子高校生が、自宅マンション駐輪場で自転車に乗ると、自転車に乗った男が近づいてきて、進路妨害や幅寄せ、傘で叩くなどしてきたもの。

(例 2)

7 月 3 日 (水) 7 : 4 0 頃

声かけ等

発生場所 高知市曙町 2 丁目付近

被害者 高校生 女 不審者 性別 男

年齢 30代 身長 175cm位

服装・身体特徴 やせ型、ポロシャツ

事案概要 車に乗った男が現れ「学校へつんで行ってやろう」と声をかけられ、女子高生が断ると、降りてきて左腕を掴んで車に押し込もうとしたもの。

○不審者情報や新聞記事の犯罪事例は、身近に起こりうる事例であることを伝える。

(下記事例を選定する時は、生徒のプライバシーや心理的状況等に十分配慮して選定する)

・不審者情報の事例について解説し、生徒から出た意見を取り上げながら進める。

展 開

犯罪から身を守るとともに自分たちにできることを考えよう

2. 事例のようなことから身を守るためにはどうすればよいか考えたことを発表する。

※どうすればこうしたことに巻き込まれずに済むのかワークシートに書き込む。個人で書き込んだ後に班、グループで出し合いまとめて発表する。

○できる限り多く、犯罪から身を守る方法を想起させる。その際に、個人だけではなく自分たち学生が協力して、犯罪を防ぎ、身を守ることができないかという視点を教師の方から生徒に投

- ・ 一人にならない ・ 集団で移動
 - ・ あやしい車や場所に近づかない
 - ・ 入りやすく見えにくい場所を避ける
(高い塀のある公園や空き地、背の高い草むら、人通りの少ない道、暗い場所)
- ※出てきた意見の共通点や相違点を洗い出し、犯罪から身を守る方法を全員で確かめる。

3. 県内で活躍している学生の自主防犯組織を紹介する。

- ・ 室戸高校の子ども安全みまもり隊
- ・ 自主防犯組織（佐川中学校）
- ・ 嶺北高校の嶺北フリューゲルス
- ・ 高岡高校サンスマイル

等の活動を紹介する

まとめ

4. ワークシートに犯罪を防ぐために自分たちが できること、やろうと思うことを記入する。

地域社会の安全に貢献することの大切さについて理解し、進んで活動しようとする気持ちをもたせる。

げかける。

班・グループ活動では

- ①出てきた意見を批判しない。
- ②奔放なアイデアも歓迎する。
- ③質より量を重視する。
- ④他のアイデアを修正、改善、発展、結合する。

○同年代の生徒の活動を知らせ、地域の自主防犯活動への意欲を促す。

評価

地域社会の安全に貢献するために、自分たちができることを考えている。

《一口メモ》

○地域の防犯を担当している方や警察にゲストティーチャーとして来ていただき、犯罪から身を守るためにできることを話してもらうという方法も考えられる。その場合は授業のねらいからはずれないように事前の打合せを行っておく。

* 地域の自主防犯組織などの活動に参加してみましょう。

県内で活動している（学生）自主防犯組織

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・ 嶺北フリューゲルス | ・ 高岡高校サンスマイル |
| ・ 中村高校あんぜん隊 | ・ AKV 安芸高校防犯ボランティア |
| ・ 清水高校ボランティア部 | ・ 香美パトロール（山田高校） |
| ・ 佐川高校地域まもる隊 | ・ 佐川中学校 |
| ・ 子ども安全みまもり隊（室戸高校） | ・ はたのう防犯ボランティア |
| ・ DAC（太平洋学園） | ・ STH（宿毛工業高校） |

関連する
教科・行事等

登下校時

展開例 5

地域社会の安全への貢献について考えよう

年 組 氏名

事例 1 6月24日（月）8：20頃 つきまとい 危険行為 発生場所 高知市棧橋通マンション駐車場 被害者 高校生 男 不審者 性別 男 年齢 30代 身長 不詳 服装・身体特徴 不詳 事案概要 男子高校生が、自宅マンション駐輪場で自転車に乗ると、自転車に乗った男が近づいてきて、進路妨害や幅寄せ、傘で叩くなどしてきたもの。	事例 2 7月3日（水）7：40頃 声かけ等 発生場所 高知市曙町2丁目付近 被害者 高校生 女 不審者 性別 男 年齢 30代 身長 175cm位 服装・身体特徴 やせ型、 Poloシャツ 事案概要 車に乗った男が現れ「学校へつんで行ってやろう」と声をかけられ、女子高生が断ると、降りてきて左腕を掴んで車に押し込もうとしたもの。
どうしてこんな事が起こったのだろう？	どうしてこんな事が起こったのだろう？
どうしたら防ぐことができたのだろう？	どうしたら防ぐことができたのだろう？
今度から、犯罪を防ぐために私たちができること、やろうと思うことを書きましょう	

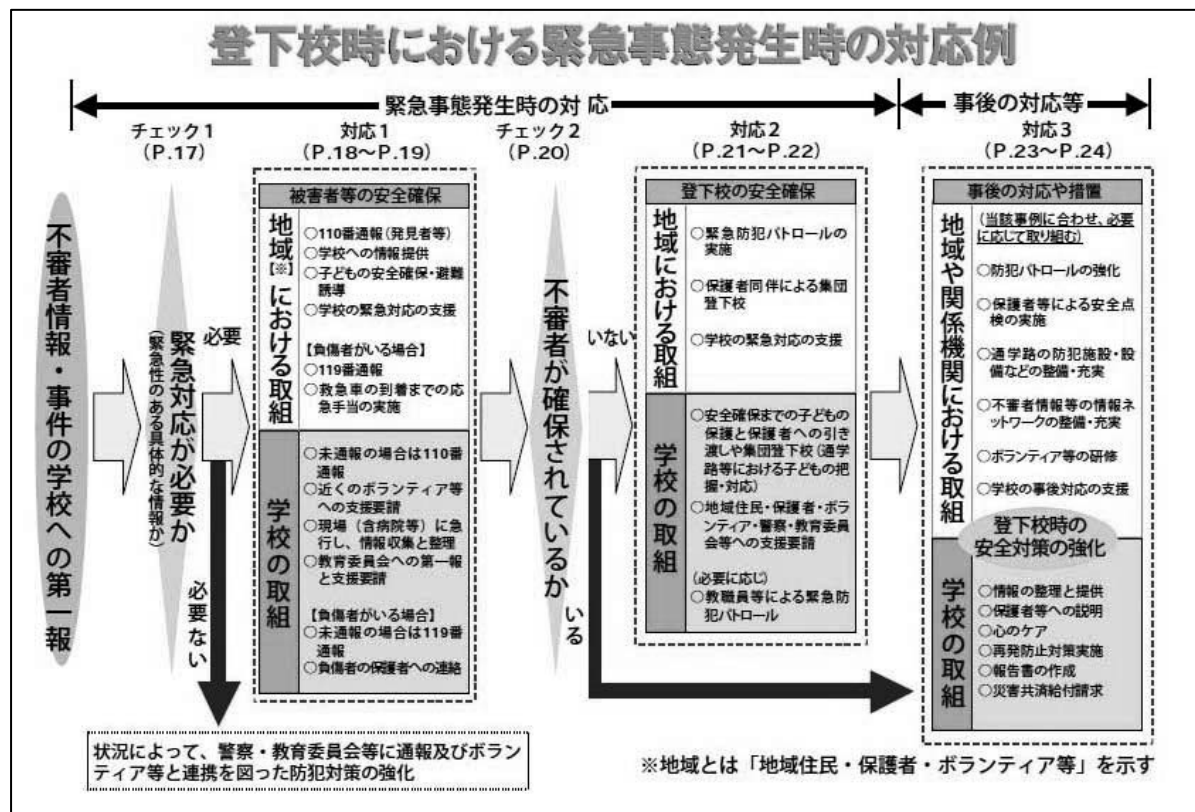
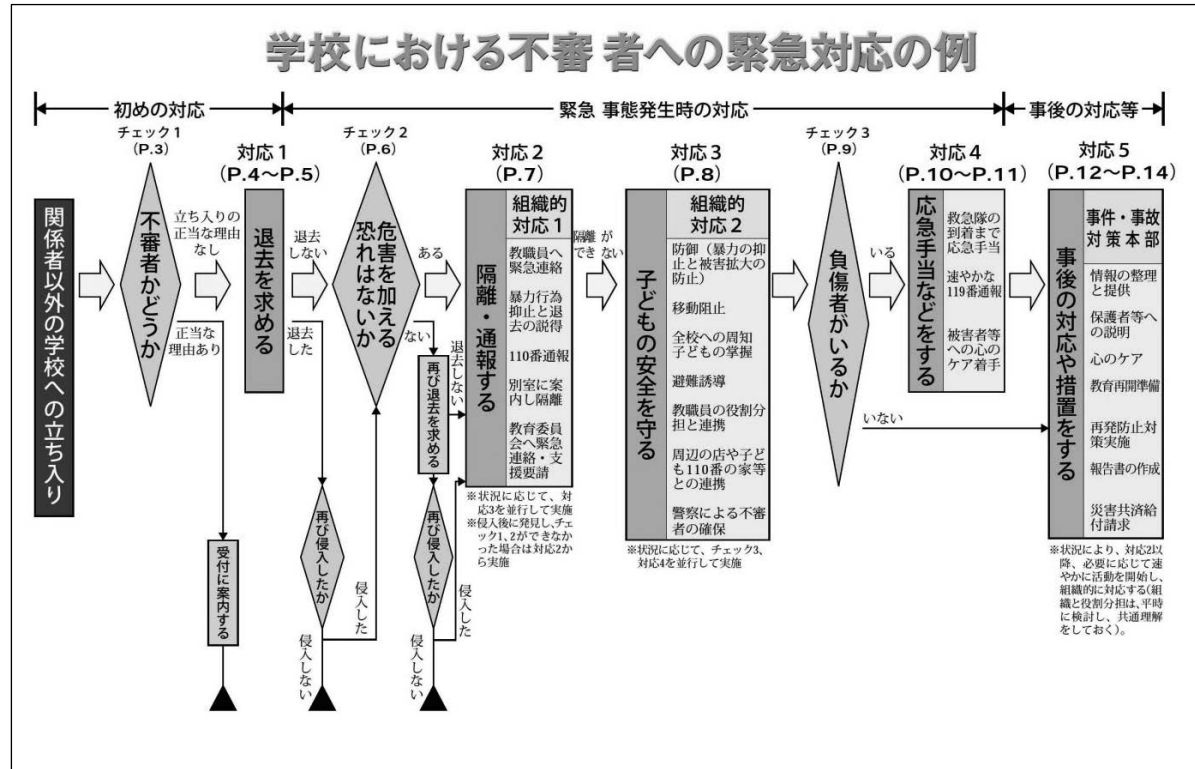
6 その他の事例 小学校 中学校																	
学校への不審者侵入防犯訓練（実施計画例）																	
指導する学年	小学校（全学年） 中学校（全学年）	指導場面	特 別 活 動 (学校行事)	指導する時数	1 時間												
本時のねらい	不審者侵入に対し、教職員が連携を図りながら、児童生徒等の安全を守るため、迅速、適切に行動できるようにする。 児童生徒等が自分の身を守るため、落ち着いて素早く行動できるようにする。																
使用する資料	学校の危機管理マニュアル（文部科学省） ー子どもを犯罪から守るためにー		基本的な指導内容														
			2 犯罪被害にあわないために														
事前指導（朝の会・帰りの会） ・不審者侵入訓練についての確認 児童生徒への事前指導 ①訓練時の非常ベルや緊急放送について知らせておく ②有事の際の対処方法や避難の仕方について指導をしておく 想定：凶器を隠し持った不審者が、正面玄関から侵入し、声かけにも応じず、校舎の西階段から3階の教室に押し入ろうとした状況を想定し防犯訓練を実施。																	
教職員の動き・対応		児童の動き		留意点													
○凶器を隠し持った不審者が保護者を装い玄関から侵入してくる 1. 不審者が校舎に侵入してくる ○第一発見者が声をかける。 発見者「どちらにご用ですか？」 不審者「忘れ物を届けに」 発見者「お預かりします」 不審者「自分で持っていく！」 ※対応するときは、身を守るために1～1.5m離れる。 ○別室（職員室等）に案内し、不審者を隔離するよう試みる。 ○児童生徒は各教室にて、授業を実施中。 ○不審者の態度や言動、持ち物等の把握を行い、凶器の所持についても報告できるようにする。 ○対応職員がすぐに避難できるような部屋（学校の出入口付近）。 ○支援要請時のサインも決めておく。 <tr><td colspan="6"> ○不審者の隔離または退去に失敗！ 声かけに応じず、凶器を出し、西階段から教室に向かおうとする </td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>						○不審者の隔離または退去に失敗！ 声かけに応じず、凶器を出し、西階段から教室に向かおうとする											
○不審者の隔離または退去に失敗！ 声かけに応じず、凶器を出し、西階段から教室に向かおうとする																	

2. 不審者と判断し、防御対応を実施する ○発見者は不審者の侵入を職員室に通報する (例えば、通報ブザーや非常ベル、大声で知らせるなど) ○(教頭) 緊急放送にて、教職員と児童生徒に防御指示を出す ○(学校長) 110番通報をする ○その他の教職員は教室施錠後、直ちに現場に駆けつけ、不審者対応にかかる	○指示に従い、速やかに避難行動をとる	○二次被害防止のため、教職員は施錠を優先的に行う(教室待機の場合) ○施錠後、不審者対応職員と児童生徒管理対応職員とに分かれて行動
緊急放送の例 〈待機と支援要請の場合〉 「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。○○係の先生は、○○へ集まってください。」 〈避難指示の場合〉 「これから緊急集会を開きますので、全員○○に集合してください。なお、○年生は、西階段ではなく、東階段を使用してください。」 ※状況に応じて、教室で待機もしくは運動場や体育館など児童生徒の安全を確保しつつ、適切な避難行動をとらせるようにする。		
	○避難指示に従って、運動場に避難する	○避難した場所での児童生徒の点呼、安否確認を行う
○不審者を3階トイレ方向に追い込み、駆けつけた警察官とともに取り押さえる		
○不審者対応教職員は防犯用具(さす又等)で協力し、不審者を児童生徒から離れた方向に追い詰める ◇駆けつけた警察官により、身柄を拘束される		○教職員の目的はあくまでも不審者を児童生徒から隔離または動けなくして、警察官の到着まで、児童生徒の安全を確保することである
○不審者引き渡し完了(安全確認)後、児童生徒の安否確認及び心のケアを行う		

3. 不審者の引き渡し確認後、児童生徒等の安全を確認し、体育館に集合する ○校長から訓練について講評する ○協力を得た警察の方からも話をしてもらう	○指示に従って、体育館に集合する	○心のケアの観点も含め、児童生徒の状態を確認する
児童生徒や教職員の負傷者等の確認について ※ 負傷者がいるか 不審者が暴力行為を働いた場合は、児童生徒等や教職員が負傷することが考えられる。それは、必ずしも教職員がついている授業中だけでなく、休憩時間や放課後などを含めた活動・時間帯に発生する恐れがあり、それぞれの場合に応じて、負傷者の有無などの情報を収集できる体制を整えておく必要がある。 ※ 応急手当などをする 児童生徒等や教職員に負傷者が出た場合には、迅速に「119 番」に通報し、救急車を要請する必要がある。それと同時に、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて、速やかに止血、心肺蘇生法などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。		
事後指導（朝の会・帰りの会） ○訓練で学んだ不審者への対応を振り返るとともに、1 人の時でも対処できるよう、登下校時における不審者への対応についても合わせて指導しておく。 ○児童生徒の発達段階を考慮しつつ、状況に応じた行動をとる必要があることを理解させる。 * 訓練の流れについては、あくまで展開例であるので、各学校の実態に合わせて内容を検討して実施する。 * 地域の警察署に協力を依頼し、訓練のシナリオや当日の打合せを入念に行っておく。 * 当日の流れや教職員の動き等については、危機管理マニュアルに基づいて、必ず教職員間で確認をしておく。その際、不審者対応職員や児童生徒管理対応職員、負傷者への対処や安否不明者等への対応等、緊急対応の際の役割をあらかじめ決めておくことで、迅速な情報収集と的確な対処を行うことができる。 * 訓練実施後は、職員会議等で必ず検証する機会を設け、検証に基づいて危機管理マニュアルを修正し、実効性のあるものにしていく必要がある。 * 個人差はあるが、訓練によって衝撃を受け、心のケアが必要な児童生徒も出てくる場合も考えられるため、事後指導において、児童生徒の状態を的確に把握することが大切である。 * いざという時に対処できるよう、応急手当等の実技研修を実施し、教職員が技能を身に付けておく必要がある。		
関連する教科・行事等	朝の会、帰りの会、登下校等	

その他「緊急対応例」

避難訓練は危機管理マニュアルに基づいて、教職員の安全対応力を高めるために行うものである。また、こうした避難訓練によって、対応の仕方を児童生徒等が事前に経験しておくことは、安全教育のうえでも非常に有効である。



提供:「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」文部科学省 平成19年11月

応急手当等について

児童生徒や教職員が負傷した場合には、状況によって救急車を要請する必要がある。その際に、迅速に「119 番」に通報するとともに、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて、教職員は速やかに止血、心肺蘇生法などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにしなくてはならない。そのためには、消防署や日本赤十字社等の協力を得て実技研修を実施し、教職員が応急手当等の技能の習得に努めることが大切である。

一次救命処置(BLS)

— 心肺蘇生 (CPR) と AED —

「人が倒れている」 近づくその前に

- 周囲の安全を確認する(2次事故防止)
- 傷病者の状態を確認する(大出血の有無など)

- 1 意識を確認する**
 - 肩を叩いて、声をかける
- 2 協力者を求める**
 - 119番通報とAEDの手配をお願いする
- 3 呼吸をみる**
 - 10秒以上かけないで、胸とお腹をみて、普段どおりの呼吸があるかを確認する
 - ※死戦期呼吸を普段どおりの呼吸と間違えないようにする
- 4 胸骨圧迫を30回**
 - 「胸の真ん中」を手掌基部で垂直に押し下げる
 - 圧迫の深さは「少なくとも5cm」
 - 圧迫の速さは「少なくとも100回/分」
 - 圧迫は「強く・速く・絶え間なく」を意識する
- 5 できれば、人工呼吸を2回**
 - 気道を確認する(頭部を後ろに下げて、あご先を上げる)
 - 鼻をつまんで口を覆い、胸が上がるのがわかる程度吹き込む
 - 1回の吹き込みに約1秒かける
 - 吹き込んだら、つまんだ手と口を離す
- 6 メッセージに従ってAEDを使う**
 - ※AEDのメッセージは、機種により若干の違いがある

STEP 1

電源を入れる



STEP 2

「電極パッドを装着してください」

- イラストのとおり貼る
- 電極パッドは、密着させる
- 水濡れや貼り・塗り薬などは取り除く
- コネクターがあるものは差し込む



STEP 5

胸骨圧迫と人工呼吸の繰り返し

- 直ちに
- 4 胸骨圧迫
- 人工呼吸



STEP 4

「電気ショックが必要です」

- 傷病者から離れる
- ショックボタンを押す



STEP 3

「心電図を解析中です」

- 傷病者から離れる



STEP 6

以降もAEDのメッセージに従う



STEP 7

医師または、救急隊に引き継ぐ

- AEDの電源は切らず、電極パッドは着けたままにする




日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

提供：日本赤十字社

3 生活安全指導資料・ホームページ等

「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」(平成 25 年 3 月 文部科学省)



小学校の低学年・中学年・高学年に合わせた交通安全・生活安全(防犯)・災害安全(防災)の中身を映像でわかりやすく説明したDVD教材です。

ストーリーも 10 分程度の内容で課題提示された後、10 分程度の解答編の物語が流れるようになっており、授業等で子どもたちに提示しやすい内容となっています。

※小学校にのみ配布

「安全な通学を考える～加害者にもならない～」(平成 24 年 3 月 文部科学省)



主として自転車での交通行動を振り返る内容で、危険予測トレーニング、気持ちを意識する、地域の安全を守る、事件に巻き込まれないために等の内容で構成されており、生徒の安全行動の形成を促す内容となっています。

生活安全については「事件に巻き込まれないために」のところで登下校中や日常生活で気を付けておくべき視点が映像として収められており、授業で活用できる様々なワークシート(PDF)も収録されています。

※中学校、高等学校のみ配布

文部科学省 学校安全 通学路を含めた学校における子供の安全確保について

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm

近年、不審者が学校等に侵入し、児童生徒等に危害を加えるなど、学校や通学路における事件が大きな問題となっています。文部科学省が学校や地域において子供の安全確保のための取組が行われるよう、警察庁など関係省庁と連携を図りながら推進している、学校安全に関する刊行物や通知等、様々な情報を得ることができます。

日本赤十字社 救急法などの講習

<http://www.jrc.or.jp/study/safety/>

救急法講習会の内容等が動画テキストで学ぶことができます。授業で活用できる「心肺蘇生と AED」についての教材カードやデータなどもダウンロードができます。

- ・動画で見る一次救命処置 ・AKB48 と学ぼう! 「心肺蘇生と AED」と「幼児安全法」
- ・幼児安全法 ・救助に際して必要なこと ・一次救命処置
- ・応急手当(外傷) ・応急手当(その他) ・こどもの手当
- ・搬送 ・溺れた人の救助 ・医療機関へ引き継ぐまで ・こどもの事故防止
- ・水の事故防止 ・雪上での事故防止

日本医師会 救急蘇生法
http://www.med.or.jp/99/seisakubutsu.html
救急蘇生法に関する心肺蘇生法C（Circulation 胸骨圧迫）A（Airway 気道確保）B（Breathing 人工呼吸）D（Defibrillation 除細動）や応急処置など児童生徒等の指導に役立つ情報が提供されています。 下記のような日本医師会の制作物がダウンロードできます。 ・平成 25 年度日本医師会「救急の日」ポスター（PDF 14.3MB） ・「大切ないのちを救う心肺蘇生法C A B + D」（C A B Dカード）（PDF 1.7MB） ・「新しい心肺蘇生法」ポスター（PDF 729KB） ・「食べ物による窒息の救急処置」（健康ぷらざ No. 210）（PDF 257KB） ・「救急車を頼むのは、どんな時？」→健康交差点 No. 85 ホームページへ ・「救急車はだれのもの？」→健康交差点 No. 79 ホームページへ

高知市ホームページ 総合案内 ハチの巣の駆除について
http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/36/hachi.html
ハチについて ハチは、春頃から女王バチが単独で巣を作りはじめ、夏から秋にかけて巣が大きくなり、中のハチも増えますが、ミツバチ以外のハチは、冬には死んでしまい巣にはいなくなります。この時の巣は、1年限りで使い捨てられ次の年に同じ巣を使うことはありません。 アシナガバチとスズメバチは攻撃性が強く注意が必要ですが、ハチは突然人を刺すわけではなく、巣を守るためや、ハチ自身が危険にさらされたときに警戒や威嚇行動のあとに刺します。 危険なイメージが強いハチですが、毛虫やアオムシなどの害虫を捕食したり、作物の花粉を運んで受粉するなど、人に利益をもたらす益虫でもあり、自然界のバランスを保つ役割も持っています。

独立行政法人日本スポーツ振興センター 教材カード
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx
熱中症をはじめ学校事故や食中毒（ノロウイルス等）、正しい手洗いの仕方など、A 4 版の表裏サイズの内容で、児童生徒等にもわかりやすく授業や掲示用として活用できる、指導に役立つ教材カードがダウンロードできます。 <u>教材カードとは</u> ・災害共済給付によって得られた事故事例・統計データを使って作成されています。 ・配布用・掲示用・授業などで活用できる便利なかたちになっています。

独立行政法人日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」

http://www.jpnsport.go.jp/anken/anken_school/ankenjouhou/taisaku/nettyuusyo/tabid/114/Default.aspx

熱中症とは、熱に中る（あたる）という意味で、暑熱環境によって生じる障害の総称です。熱中症にはいくつかの病型がありますが、重症な病型である熱射病を起こすと、適切な措置が遅れた場合、高体温から多臓器不全を併発し、死亡率が高くなります。

学校の管理下における熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生しています。暑い中では、体力の消耗が激しく、トレーニングの質も低下し、効果も上がりません。熱中症予防のための運動方法、水分補給等を工夫することは、事故防止の観点だけでなく、効果的なトレーニングという点においても大変重要です。

※熱中症のリーフレットがダウンロードできます。（全8ページ）

高知県 産業振興推進部 鳥獣対策課

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/121601/>

主な鳥獣の生態と被害対策

高知県の農林水産物に特に大きな被害をもたらすイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス、カワウ、ドバトなどの加害鳥獣について、それぞれの鳥獣ごとに、その生態と主な被害対策について紹介されています。

- ・ツキノワグマに注意してください！
- ・イノシシに出会った場合は

高知県 林業振興・環境部 環境共生課 「セアカゴケグモにご注意ください！」

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/>

外来生物法で特定外来生物として指定されている「セアカゴケグモ（メスには毒があります）」について高知県での発見情報や咬まれたときの対処法など気を付けておくべき情報が提供されています。

- ・特定外来生物「セアカゴケグモ」にご注意ください
- ・セアカゴケグモ発見情報
- ・セアカゴケグモにご注意ください！

独立行政法人 国民生活センター

「子どもの防犯ブザー 定期的に点検を！」

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support67.html

「防犯ブザーの電池切れや故障に注意！ーいざという時のために家庭で点検をー」の情報が得られます。

独立行政法人国民生活センターは、「消費者基本法」に基づき、国や全国の消費生活センター等と連携して、消費者問題における中核的機関としての役割を果たしています。

【リーフレット版[PDF形式](172KB)】



高知県警察ホームページ こうちのまもり

<http://www.police.pref.kochi.lg.jp/index.htm>

県民に期待・信頼される精強な警察 ～安全で安心な高知県の実現を目指して～
県民の安全で安心な暮らしを守るため、高知県の不審者情報や犯罪認知件数をはじめ、くらしに役立つ様々な情報を得ることができます。「キッズ・プラザ」では小学生も楽しく学べる「バーチャル所内見学」や「にがおえモンタージュ」をはじめクイズ形式で学べる教材が提供されています。

警視庁 安全な暮らし / 防犯チェックポイント

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/bouhan/youkai/uukai.htm>

子どもたちを危険から守るために親子で約束しておくべき「防犯チェックポイント」が示されています。学校で児童と確認したり、家庭に啓発できる内容となっています。

内容 子供を犯罪から守りましょう！

よい子の約束

- | | |
|---------------|------------------|
| ①エレベータ内（事例 1） | ②部屋の出入り時（事例 2） |
| ③訪問客（事例 3） | ④階段・踊り場・屋上（事例 4） |
| ⑤室内（事例 5） | ⑥自転車置き場（事例 6） |

※防犯対策のポイントをまとめたPDF版がダウンロードできます。



警察庁 子ども防犯テキスト「みんなで気をつけて事件をふせよう！」

http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki75/kodomo_bouhan_text.htm

「子ども防犯テキスト みんなで気をつけて事件をふせよう！」



内 容

ここ数年、日常生活の中で子どもが犯罪の被害に遭う事件が後を絶ちません。子どもを犯罪から守るためには、保護者、学校関係者はもちろん、地域住民などを含めた大人が一体となって防犯に努めるとともに、子どもたち自身の防犯能力を高める必要があります。

警察庁では、子どもたちをはじめ、保護者の皆さまや学校関係者の方々などを対象とした「子ども防犯テキスト みんなで気をつけて事件をふせよう！」を作成しました。

この防犯テキストは、子どもを対象としたページと保護者及び学校関係者を対象としたページから構成されています。

子どもを対象としたページでは、子どもに大人気の「名探偵コナン」のイラストを採用するとともに、「すごろく」や「クイズ」を活用し、子どもが興味を持って学べる内容となっています。また、保護者及び学校関係者を対象としたページは、子ども向けページと連動させ、子どもと保護者等と一緒に被害防止を考えられるようにしています。

このマークどこかで見たことないですか？

何かあったら、これらのマークのある場所や車に助けを求めましょう！

こども１１０番のいえ



通学路を中心としたお店や会社、お家に貼られています。

■ こども１１０番のいえとは？

下校途中などに変な人から声をかけられたり、犯罪の被害に遭いそうになった時、助けを求められるように、お店や、会社、お家に協力してもらっています。

「こども１１０番のいえ」のマークは、日本音楽協会に著作権があるため、このマークを使用したい場合は同協会の許諾が必要です。

地域安全推進の家



地域安全推進員さんのお家に貼られています。

■ 地域安全推進の家とは？

地域におけるボランティアの中心となって活動し、地域住民の意見や要望の取りまとめなどを行っている人です。

安全・安心推進の店



コンビニエンス・ストアなどの深夜営業店に貼られています。

■ 安全・安心推進の店とは？

夜遅くまで営業しているため女性や子供、高齢者など深夜でも助けを求められます。

みんなを守るチョキちゃんの店



高知県の理容組合に加盟されている理容店に貼られています。

■ チョキちゃんの店とは？

理容店は、県内各地にお店があり、女性や子供、高齢者など困った時や危ない時に助けてくれます。

こども110番のくるま



ハイヤーや役場、農協、各種ボランティア等の車に貼られています。

■ こども110番のくるまとは？

子供や女性、高齢者など、困った時や危ない時に助けてくれます。

かけこみ110番連絡所



高知県内の石油業協同組合に加盟している給油所（SS）に貼られています。

■ かけこみ110番連絡所とは？

給油所は、県内各地にお店があり、女性や子ども、高齢者等を守るため、「かけこみ110番連絡所」として活動しています。

警察本部と安全・安心パトロール等協定締結機関

- Ⅱ ヤマト運輸高知支店（平成 15 年 10 月 17 日） 車両：240 台
- Ⅱ 日本自動車連盟高知支部（平成 17 年 4 月 8 日） 車両：8 台
- Ⅱ 三井住友海上火災保険（平成 17 年 7 月 26 日） 車両 7 台
- Ⅱ 高知県乳牛会（平成 18 年 5 月 1 日） 会員数：62 店舗

その他



かけこみ接骨院さんのお家に貼られています。

こども 1 1 0 ばん 地域を守る かけこみ接骨院



こども 1 1 0 ばんのくるまやさんのお家に貼られています。

こども 1 1 0 ばんのくるまやさん



こども 1 1 0 ばんのぎんこう（高知銀行）に貼られています。

こども 1 1 0 ばんのぎんこう

海の「もしも」は118番

海上でのSOSに、電話による緊急番号ができました。

海上保安庁は、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号として、警察の110番や消防の119番のように覚えやすい局番なし3桁電話番号「118番」の運用を2000年5月1日から開始しています。

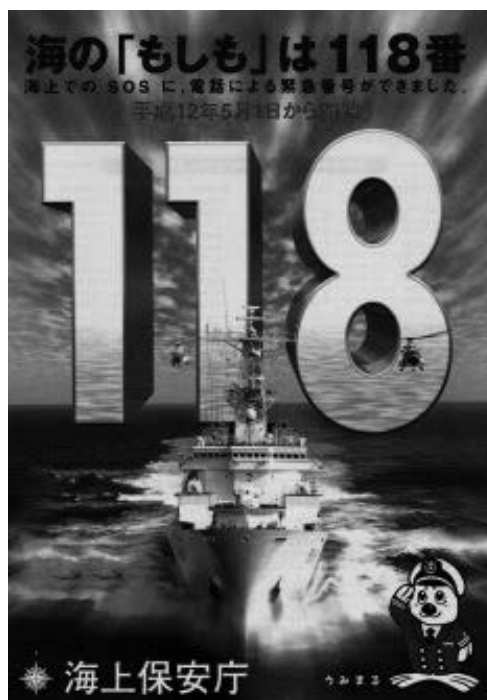
次のような場合に通報してください。

- 海難人身事故に遭遇した、または目撃した。
- 油の排出等を発見した。
- 不審船を発見した。
- 密航・密輸事犯等の情報を得た。

など。

以上の場合において、「いつ」、「どこで」、「なにがあった」などを簡潔に落ち着いて通報してください。

なお、加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話などから利用できます。



※「118番」の運用開始をもって、船舶電話の「110番」で海上保安庁に接続される「海の110番」及びフリーダイヤル「0120+499950」は廃止となります。

http://www.police.pref.kochi.lg.jp/keitai/anshin/i_anshin_fmail.htm

安心Fメール 登録方法

☆安心Fメールとは

高知県内の不審者情報を携帯電話にメールで配信するものです。メールを受信するためには、登録をする必要があります。

☆安心Fメールの登録方法

1. 登録する携帯電話で下記アドレスをクリックする。

kochi110@fits-s.com

2. 件名の入力

必ず登録者の住所地の警察署名を「署」を除いた漢字（いの署管内の登録者を除く）で入力してください。

例：高知署管内の登録者～「高知」

高知南署管内の登録者～「南」

いの署管内の登録者～「いの」

3. 本文

下記の「グループ番号」に続いて「携帯電話機種（例：SH505is・P900is・W21k）を入力してください。

4. メールの送信

件名、本文が正しく入力できたら送信してください。

5. 送信後、サーバーから受付完了通知のメールが送信されますので受信してください。

以上で登録完了です。

※注意

サーバーから受付完了通知のメールが受信できない場合は、インターネットのメール受信拒否が設定されていますのでご確認ください。

ドメイン指定による受信設定をされる場合は

ドメイン：fits-net.com

を設定してください。

★グループ番号入力要領

- | | |
|------------------|-----------------|
| 【01】教育委員会職員 | 【11】深夜スーパー協議会会員 |
| 【02】学校等教職員（塾を含む） | 【12】金融機関防犯協議会会員 |
| 【03】タウンポリス会員 | 【13】少年補導員 |
| 【04】青色パト団体会員 | 【14】地域安全推進員 |
| 【05】スクールガードリーダー | 【15】子ども110番のくるま |
| 【06】子ども見守り隊 | 【16】子ども110番のいえ |
| 【07】PTA会員 | 【17】警察職員 |
| 【08】児童生徒等保護者 | 【18】上記以外の方 |
| 【09】自治体関係者 | |
| 【10】児童、生徒、学生 | |

☆入力要領

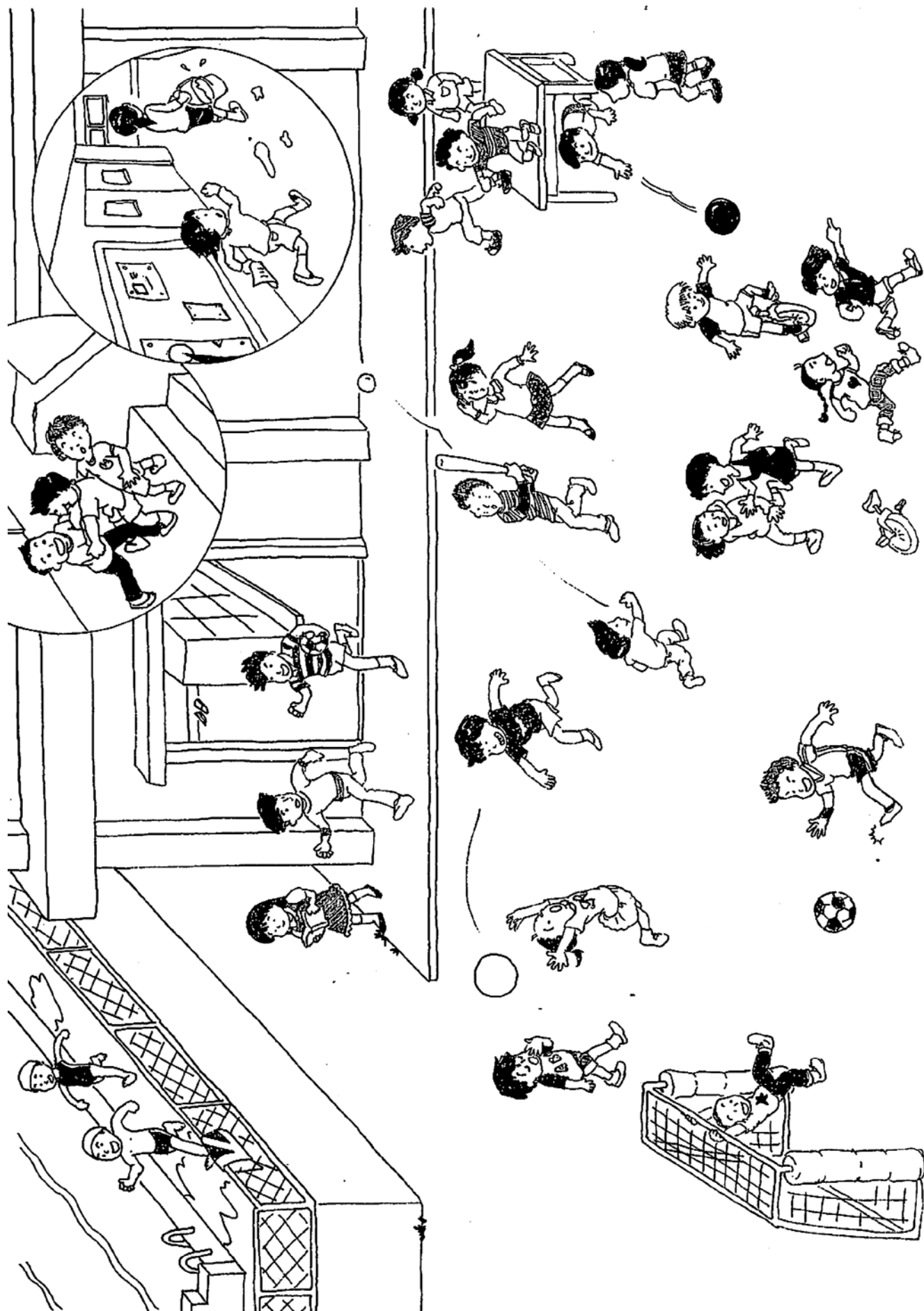
1. 複数の番号に該当する方は、数字の少ない番号で登録をお願いします。

2. 不明な点は、所轄警察署若しくは警察本部生活安全企画課子ども・女性安全対策班（電話088-826-0110（内線3052））で確認してください。

☆登録解除方法

下記アドレスに「空」メールを送ってください。

kochi110-sakujo@fits-s.com 高知県警察本部



安全対策の基本的な考え方

ソフト面とハード面一体となった取組

●学校における転落事故防止のための安全対策は、安全管理・指導に関するソフト面での取組と学校施設に関するハード面での取組を、一体的かつ計画的に、教職員のみならず学校関係者が相互に連携し、実施することが重要です。

事故情報の共有

●安全面の課題を明確化するため、全国の学校等における転落事故情報を適切に把握し、個別の安全対策を進めることが重要です。

学校の現状把握

●学校環境を学習及び生活の場として安全に維持するために、各学校の施設設備やその管理・運用の状況について、教職員、設置者及び設計者等関係者の共通理解を継続的に図っていくことが重要です。
●法令に基づき、教職員及び専門家等による多面的な安全点検を行い、適切な維持管理及び修繕等を行うことが重要です。その際、児童生徒等及び保護者が参画することは、多様な視点で安全点検を行う上で有効です。

安全指導の充実

●フェンスがない屋上や天窓が設置されている場所など、転落の危険がある場所については、出入口の施設や立ち止まりの指導を行うなど、適切な対策を講じることが重要です。
●窓や手すりのあるバルコニーなど、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童生徒等への継続的な安全指導を行うことが重要です。
●教職員同士の連携を密にし、安全指導に関して共通理解を醸成するとともに、保護者等の協力も得ながら、児童生徒が自ら安全に行動することができる資質能力を培っていくことが重要です。

施設面の配慮

●児童生徒等の目線に立ち、児童生徒等の多様な行動に対し十分な安全性を備えた教育環境を形成することが重要です。
●安全対策を講じるに当たっては、デザイン面での配慮や教育環境としての本来の機能とのバランスが重要です。

この資料は、平成20年8月に、学校安全対策推進委員会生活安全部会と学校施設整備計画策定に関する調査研究協力者会議学校施設安全対策部会が合同で転落事故防止を中心とした対策について検討を進めた結果について取りまとめた「学校における転落事故防止の留意点」をもとに作成しています。
※原文については下記ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課
文教施設企画部施設企画課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2
電話 03-5253-4111(内線2917(学校健康教育課)・2291(施設企画課))
ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05120900.htm

学校における転落事故防止のために



平成20年8月



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY

学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、今後の学校における転落事故防止に努めてください。

●共通事項

事故情報の共有

★全国の事故情報を把握します。
((国)日本スポーツ振興センターの提供する事故情報等を参考とします。)

学校の現状把握

★学校関係者・専門家をはじめ子どもや保護者の力など、様々な視点で点検します。
★改修等により学校施設の状況に変化があったときは点検を行います。
★危険な場所が見つかったときは、速やかに対処します。
★設計者の考え方や点検結果を引き継ぎます。
★柵を乗り越えたり、柵を壊したりして危険な場所へ行かないよう指導・対策をします。

安全指導の充実

★転落事故の危険性について子どもたちに理解させ、危険な行動をとらないよう指導します。
★校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的にわかりやすい指導を行います。
★子どもたちが普段使用しない場所で活動するときは、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が関係します。
★特に事故が多発している休校期間中や放課後に、定期的な巡回を行います。

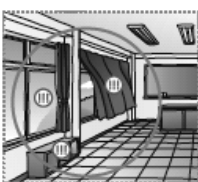
施設面の配慮

★危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとします。
★効果的な表示等による注意喚起をします。
((単に「危険」だけでなく具体的なイメージがわくようにします。))
★柵に至るまで、十分な安全性を確保します。
★既存施設についても、点検を行い必要に応じて速やかに改善します。

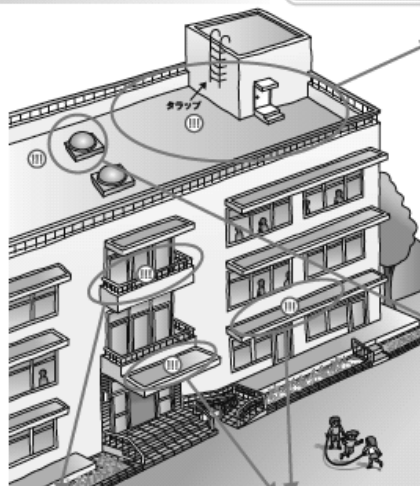
●個別事項

窓(転落のおそれがあるもの)

★窓枠の高さや窓の形状に並び、手すりの設置や窓の開閉方式について検討します。
★窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。
★窓下に足掛りとなるものは設置しません。
★転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。
★新築など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状態に注意します。



①窓下に足掛りとなるものを設置しない
②窓からの転落を防止する(手すりを設置するとともに、窓を開閉できるようにする)
③窓を使用時は窓の開閉状態に注意する



バルコニー等

★十分な安全を手すりとし、その下に足掛りとなるものは設置しません。
★手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

庇

★日ごとの清掃や結果的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。
★庇に容易に立ち入れないように、窓面への手すりの設置等について検討します。

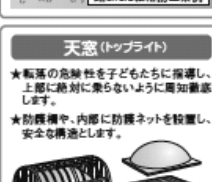
その他

★人が乗ることを想定していない駐輪場の屋根等についても、乗ることが重大な事故につながることを、十分理解させます。

!!! 校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、学内の様々な施設について点検を行います。

屋上

★屋上への出入口は必要に応じて施錠します。
★十分な安全を手すりや防護フェンス等を設けます。
★タラップについては容易に登ることのないよう、一段目を高く設定します。



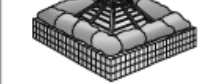
屋上で行われる活動を踏まえた転落防止事例

天窗(トップライト)

★転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。
★防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。



★天窗に近づきにくい状況を作ることも有効です。



★子どもたちが近くで活動する可能性の低い場所に設置された天窗についても、適切な安全対策を実施します。

平成25年5月号
中学生・高校生向け

熱中症を予防しよう

例年多くの生徒が熱中症にかかり、死亡事例も発生しています。
これからの暑い季節に向けて、予防しましょう。

● 熱中症予防五か条 ●

第1条

環境条件に合わせて運動する。

第2条

できるだけ涼しいにし、直射日光は帽子で避ける。

第3条

暑さにならず

第4条

こまめに水分補給する

第5条

暑さに弱い人はとくに注意!!

● 死亡事例の発生状況 ●

発生月	学校種	発生状況
6月	高2	6月の野球部の練習で、本生徒は100mダッシュで足がつったので休憩した。その後、顧問が体調を確認してから、残りの100mダッシュを再開した。生徒は足がもつれるようになり、部員に抱えられてうつぶせに倒れ込む。救急車で収容、病院に搬送後、ICUの治療を行ったが、約1カ月後に死亡した。
8月	高1	合宿中に、剣道場でかかり稽古をしていた本生徒は、練習が終了し、正座のまま防具を外した後に横に倒れた。反応が鈍く、すぐに防具を外し稽古着を脱ぎ、水で顔下と首の後ろを冷やし頬を叩きながら呼びかけ続けた。冷房のある部屋に運び、同様の処置を続けたが、意識がはっきりしないので、救急車を要請し、病院に運ばれたが同日死亡した。
9月	高3	ラグビーの練習中にランニングをしていた。その際に、気分不良になった。すぐに全身を冷やししながら、水分補給をし、救急車到着までに、意識がなくなったので心肺蘇生をした。病院に搬送したが同日死亡した。

JAPAN SPORT COUNCIL
日本スポーツ振興センター

学校安全部 <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

熱中症予防のために水分補給をしよう

汗をたくさんかき、脱水状態になると、体の様々な機能が低下します。

30分前までに

運動前に250ml～500mlを補給する。

トレーニング中

1時間当たり500ml～1000mlを2回～5回に分けて補給する。

トレーニング後

水分補給を忘れずに!

補給するのは

5～10℃の水1Lに

+

塩 1～2g
砂糖 3～6g

※ 数値の幅は運動強度と環境温度によるものです。

スポーツドリンクでも大丈夫!!

運動前後の体重差を水分補給の目安とするのもいいね

JAPAN SPORT COUNCIL
日本スポーツ振興センター

学校安全部 <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

高知県安全教育プログラム策定委員会 委員

◎矢守 克也	京都大学防災研究所 教授
片田 敏孝	群馬大学大学院 工学研究科 教授
藤田 大輔	大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター長
小川 和久	東北工業大学 共通教育センター教職課程部 教授
土居 清彦	日本防災士会高知県支部 支部長
井上 光夫	高知県小中学校PTA連合会 会長
岡 敦子	高知市立旭小学校 校長
宮田 龍	高知市立潮江中学校 校長
浪越 一郎	高知県警察本部 交通部参事官
堀田 幸雄	高知県危機管理部南海地震対策課 課長
池 康晴	高知県立高知追手前高等学校 校長
渡辺 豊年	高知県立高知若草養護学校 校長

◎…委員長

震災編ワーキングメンバー（平成24年度）

岡田 兼治	南国市立大湊小学校 校長
田頭 克文	高知県立須崎高等学校 副校長
福井 徹	高知県立高知若草養護学校 教頭
大原 康司	高知県立高知若草養護学校 教諭
有光 郷司	高知県危機管理部南海地震対策課 主幹
岡崎 恵子	高知県教育委員会事務局東部教育事務所 指導主事
小杉 龍司	高知県教育委員会事務局中部教育事務所 指導主事
小野川 憲	高知県教育委員会事務局西部教育事務所 指導主事

※気象災害編については、高知地方気象台にご指導いただきました

『高知県安全教育プログラム』

◆総論・震災編

発行：平成25年3月

◆気象災害編・交通安全編・生活安全編

発行：平成26年2月

発行者 高知県教育委員会事務局 学校安全対策課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL：088-821-4533

FAX：088-821-4546